

生徒心得・その1

この心得・その1は風紀委員会の起草に基づき、生徒会が自主的に定めたものである。

ま え が き

我々が円満なる人格を養い、公正なる社会人となる為には、先ず本校生徒として良き個人であり、社会人でなくてはならない。その為に広く文化的教養の昂揚に努力することは勿論であるが、同時にそれらが身近な日常生活の心構えや行動の中にも教養として現われて来なくてはならない。我々はこの身近な躰として生徒心得を定め、これを厳守することによって本校生徒たるの品位を高め、良き校風の振興に努力したい。

〔生徒会運営について〕

我々は生徒会成立の根拠を正しく理解し、各々の責任を深く自覚し実践することにより、生徒会を公正に運営するように努める。

〔会員としての心構え〕

我々は学校が定めた規則および生徒会会則を常に心得、一切の行動はこれに準拠するように努める。

- ① 世論を振興する為、ホームルーム、集会、委員会等あらゆる時間を利用し、討議懇談の機会を出来るだけ多く作る。
- ② 正常の会合は勿論のこと、特に放課後会合が開かれた時にも正当な理由なしにみだりに欠席してはならない。

なおやむなく欠席する場合，その責任者に申し出る。

- ③ 自己の意見を表明することは公民としての重要な責任の1つであることを自覚し，努めて討議に参加し後に不平を残さないようにする。
- ④ 意見が対立した時は，一切の行きがかりにこだわることなく，真理と正義とに基づき公正なる結論を生み出すようにする。
- ⑤ 多数決により裁決された事項については，個人として意見を異にしても，これを自己の任務として責任を果たす。

〔役員および役員としての心構え〕

我々は公に奉仕することが公民としての義務であることを自覚し，公職に選ばれた場合みだりに辞退しないように努める。

- ① 各委員長は委員の出欠状況を常に調査し，会の運営に支障を来さないようにする。
- ② 役員および委員は常に輿論に関心を払い，また顧問との連絡を密にし，独断に陥らぬ様に心掛ける。
- ③ 各種委員会およびホームルームにおいては，その運営経過を明確にするため，正確な記録を作成し保管する。

〔学習態度について〕

我々は学習を通じ正しい文化を修得すると共に，個性豊かな文化を創造することに努める。

- ① 授業中の私語を慎み，またその学課以外の事をしないようにする。

- ② 始業のベルまでに学習の準備を整え，着席して静粛を保つ。
- ③ 無断で席を移動しない。
- ④ 授業中に教室を出る時は教師の許可を得る。
- ⑤ 自習時間は教室で過ごし，同室者に迷惑をかけぬように留意してその時間を有効に使う。
- ⑥ 図書館を利用する際には，図書委員会によって定められた細則を厳格に守る。
- ⑦ 研究その他の目的で校外に出る時は，担当教師の許可を得る。
- ⑧ ホームルームの時間には特に自己の行動に注意し，この時間の趣旨を十分に生かすよう心掛ける。
- ⑨ 公共の器具，教具は特に大切に扱う。

〔時間的規律について〕

我々は日常生活を規則正しく過ごし，またこれを充実する為に，時間的規律を守るように努める。

- ① 登校および下校は定められた時間を厳守する。
- ② 始業時刻は8時30分であるが，生徒会では8時25分の予鈴までに登校することを奨励する。

下校時刻は17時00分である。

居残り活動については，60分の延長を認める。

- ③ 教室移動は敏速に行い，廊下は原則として右側を歩行し，出来るだけ静かにする様心掛ける。特に授業中は注意する。
- ④ 各種会合が開かれる時，定刻を厳守する。

〔礼儀について〕

我々は社会人として成長する為に，相互の尊敬と理

解とを以て協力していく事が大切である。礼儀とは、この心構えが日常の生活行動に自ら流露したものであるから、われわれは常に高校生としての品位ある態度を保つように努める。

- ① 年上の者に対しては勿論のこと、お互いの間においても言葉づかいや態度に留意する。
- ② 先生に対しては校内校外を問わず会釈する。
- ③ 校外で同級生と出逢った時は互いに会釈する。
- ④ 外来者に対しては会釈すると共に、その応答は明瞭にする。
- ③ 各種会合の際は私語を慎み、会合の目的達成に協力する。

〔みだしなみについて〕

我々はみだしなみには各々の個性、教養、趣味のすべてが自ら表われるものであることに留意し、常に学生らしく清潔にして簡素な美しさを保つように努める。

- ① 服装および持物は華美を慎み、調和のとれたものを用いる。
- ② 髪は清潔にして見苦しくない様にする。

〔校内の美化について〕

我々は、あかるく勉強する為に清潔には特に留意し、奥床しい校風を作り、積極的に校内の美化に努める。

- ① 休日、その他行事の際にも上履と下履との区別を明瞭にする。
- ② 公私用に拘らず無断で掃除を怠ってはならない。また当番以外の人には掃除の邪魔にならぬよう心掛ける。

- ③ 校舎の内外を汚す様な行為を慎み，更に積極的に休み時間等を利用して清掃する様に心掛ける。

〔校外生活について〕

我々は校外にあっても，本校生徒たる誇りを持ち，社会道徳を守り，高校生として恥ずかしくない態度を保つ。

- ① 登下校の際には，交通道徳を厳守する。
- ② 車中では話題に注意し，高声で談笑したりして他人に迷惑をかけたたり不愉快な感じを与えたりしないよう心掛ける。
- ③ 不健全な遊技場，歓楽街には立ち入らない。

結 び

以上極めて平凡な心得に過ぎないが，ともすればこうした常識的な事項すら守り得ないのが我々の現状ではないだろうか。今，自らの手に依り生徒心得を定めるに当り我々相互の自覚と鞭撻とにより近い将来に於て，この心得を不必要とする時期の来ることを希うものである。ここに挙げられた事項は身近な心得の数例に過ぎないが，これ以外の事項についても良心に恥じる様な行為を慎み，人格完成と本校の振興に努力して行きたい。

なお，次に掲げる「生徒心得・その2」は学校が定めたものの一部であるが，ここに併記し我々の心得として厳守する。

〔学校生活の規律〕

- ① 登下校
 - (1) 徒歩で登下校する場合は、原則としてみよし通り・みよし門を利用すること。
 - (2) 自転車通学をする生徒は正門を利用すること。
 - (3) 自転車通学をする場合は、生活指導部に届を提出し、許可を受け、自転車に本校指定のシールを貼付すること。
 - (4) 原動機付自転車・自動二輪等による登下校は認めない。
- ② 外出

登校後の外出は原則として禁止するが、やむを得ない事由がある場合は所定の手続きによって許可を受けること。
- ③ 休日の登校

休日に登校する場合は休日活動届に記入し、生活指導部に提出する。また下校する時は必ず顧問教員に連絡すること。
- ④ 集会

校内に於て集会をもつ時は、その趣旨・計画を予め学校長または生活指導部に願い出て許可を得る。
なお許可なくして火気を使用することは絶対に禁止する。
学校の名において、校外で集会または各種催しをもつ場合は、予め学校長に願い出て許可を受けること。

- ⑤ 掲示・文書
常に掲示事項に留意して見落しのない様に注意する。なお校内に於て文書・ポスター等を掲示したり頒布する場合にはすべて学校長または生活指導部の許可を受けること。
- ⑥ 金品の募集
学校長または生活指導部の許可なくして金銭物品を募ってはならない。
- ⑦ 所持品
 - (1) 生徒手帳・生徒証は必ず所持する。また私物の管理を充分にし、特に金銭の保管については各自の責任において慎重を期する。
 - (2) 勉強に関係のない、遊戯物、特にマージャン・花札等の持込を厳禁する。
- ⑧ アルバイトは禁止する。ただし、特別な事情がある場合は申し出ること。
- ⑨ 諸施設・備品等の破損
直ちに担任または関係の教員に申し出ること。
- ⑩ 携帯電話・スマートフォンの扱い
携帯電話，スマートフォンの扱いについては登校後放課後までの使用は認めない。